

令和 7 年 2 月 1 2 日

総務企画常任委員協議会会議概要

委 員 長 奈 良 祥 孝

副 委 員 長 蛸 名 和 子

1 開催日時 令和7年2月12日（水曜日）午前10時00分～午前11時10分

2 開催場所 第3委員会室

3 報告事項

（1）令和7年第1回定例会提出予定案件

- ①刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- ②青森市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ③青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- ④青森市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑤青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑥青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑦青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- ⑧青森市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑨青森市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑩青森市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑪専決処分の報告について（青森市立造道小学校校舎改築工事）
- ⑫専決処分の報告について（青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事）
- ⑬専決処分の報告について（青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事）
- ⑭専決処分の報告について（青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事）
- ⑮青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- ⑯包括外部監査契約の締結について

（2）その他

- ①令和6年度第三セクター経営評価結果及び対応について（公益財団法人青森学術文化振興財団）
- ②令和6年度第三セクター経営評価結果及び対応について（一般財団法人青森市文化観光振興財団）

③令和7年度税制改正に係る青森市市税条例の専決処分による一部改正について

○出席委員

委員長 奈良 祥 孝
副委員長 蛭 名 和 子
委員 中 田 靖 人
委員 軽 米 智雅子

委員 天 内 慎 也
委員 舘 山 善 也
委員 奈良岡 隆
委員 大 矢 保

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 小 野 正 貴
総務部理事 村 上 靖
企画部長 金 谷 浩 光
企画部理事 長 内 哲 史
会計管理者 山 谷 直 大
選挙管理委員会事務局長 齋 藤 賢 剛
監査委員事務局長 加 福 理美子
総務部次長 工 藤 拓 実

危機管理監 鈴 木 健 仁
企画部次長 太 田 直 樹
税務部次長 工 藤 健 志
監査委員事務局次長 福 島 清 裕
総務課長 竹 内 巧
浪岡振興部総務課長 鳥谷部 雅 子
消防本部庶務課主査 古 川 大 嗣
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 柿 崎 良 輔

議事調査課主事 杉 浦 晃 平

○奈良祥孝委員長 ただいまから総務企画常任委員協議会を開会いたします。

なお、本日は、横内税務部長が所用のため、舘山浪岡振興部長が民生環境常任委員協議会において、定例会提出予定案件の報告を行うため欠席となっております。

それでは本日の案件に入ります。令和7年第1回定例会提出予定案件について報告を求めます。なお、質疑については、事前審査とならないようお願いをいたします。

初めに、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和7年第1回市議会定例会に提出を予定しております刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、「1 制定理由」であります。刑法等の一部を改正する法律による刑法の改正によりまして、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されますことから、これらの用語を規定する関係条例の整理を図るものであります。

次に、「2 法改正の内容」であります。資料に記載のとおり、刑法において、改正前は懲役及び禁錮についてそれぞれ規定していたところ、改正後は懲役及び禁錮を廃止しこれらに替わるものとして拘禁刑を創設することとなったものであります。

拘禁刑創設の趣旨といたしましては、現行法上、入所受刑者の大部分を占める懲役受刑者について、一定の時間を必ず作業に割かなければならないとされているところ、拘禁刑を創設し、作業と指導の組合せにより、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進するとされたものであります。

次に、「3 改正内容及び改正対象条例」であります。まず、規定の中に懲役の用語を含むことから、これを拘禁刑に改めるものが、①から⑦までの計7本、次に、規定の中に禁錮の用語を含むことから、これを拘禁刑に改めるものが、①から⑥までの計6本、合計13本の条例を一括して改正しようとするものであります。

最後に、「4 施行期日」につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行日と同日の令和7年6月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和7年第1回定例会に提出を予定しております青森市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 改正の理由」であります。災害弔慰金は自然災害により死亡した方のほか、県や市町村が設置する審査会において、被災後の心身の負担等が原因で亡くなったと認定された場合、いわゆる災害関連死で亡くなった方にも支給されるものでありまして、市では、これまで災害関連死であるのかの調査審議等が必要な事案は発生しておりませんものの、事案があった場合には、国等が示す災害関連死の事例等を参考にしながら判定すること。また、判定が困難な場合には、災害関連死の審査事務を県に委託することにより適切に対応することとしておりました。

このような中、近年、激甚化・頻発化する自然災害の発生状況及び令和6年1月1日に発生いたしました能登半島地震における災害弔慰金の支給に係る審査の状況等を踏まえまして、本市におきましても、今後、災害が発生した場合に、より迅速な調査審議を行うため、災害弔慰金の支給に係る審査会を設置することとし、所要の改正をしようとするものであります。

「2 改正対象条例」であります。資料のとおり、青森市災害弔慰金の支給等に関する条例のほか2条例となります。

「3 改正の内容」であります。災害弔慰金等支給審査会の組織、委員の任期、会議の開催方法等を新たに規定いたしますほか、災害弔慰金等支給審査会委員の報酬及び費用弁償について新たに規定するものであります。

「4 施行期日」につきましては、公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和7年第1回定例会に提出を予定しております「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 改正の理由」であります。一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令が改正され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改定されましたことから、青森市消防団員等公務災害補償条例を改正しようとするものであります。

「2 改正の内容」であります。勤務年数10年未満の場合、団長及び副団長の補償基礎額を1万2500円から1万2900円に、分団長及び副分団長の補償基礎額を1万800円から1万1300円に、部長、班長及び団員の補償基礎額を9100円から

9700 円に、また、勤務年数 10 年以上 20 年未満及び 20 年以上の各階級の補償基礎額を資料記載のとおり引き上げようとするものであります。

次に、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9100 円から 9700 円に、最高額を 1 万 4200 円から 1 万 4500 円に引き上げようとするものであります。

次に、扶養親族のある団員、もしくは、消防作業従事者等の扶養に係る補償基礎額の加算額につきまして、第 1 号の加算額を 217 円から 100 円に、第 2 号の加算額を 333 円から 383 円に改正しようとするものであります。

「3 施行期日」につきましては、令和 7 年 4 月 1 日としております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 今回の消防団の条例改正は災害補償だから、何かあったときということだと伺っていましたが、団員がなかなか集まらないということで、この間、令和 4 年とかも引き上げたりしてきていまして、それに関連して聞くんですが、国の動きとして、令和 6 年に班長の階級以上の報酬、処遇改善の取組を進めるというのがあるんですけれども、そのときに本市ではどのように取り扱ったのかというのを分かればお願いします。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 消防本部からお答えします。

○奈良祥孝委員長 消防本部担当課、どうぞ。

○古川大嗣消防本部庶務課主査 消防本部庶務課古川です。

申し訳ありません。ただいま、その件に関しましては資料を持ち合わせておりませんので、後ほどの回答でもよろしいでしょうか。

○奈良祥孝委員長 今、資料持ち合わせていないので、後日文書で回答するようにしてください。お願いします。

ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和 7 年第 1 回定例会に提出を予定しております青森市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 改正の理由」であります。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正によりまして、消防団員退職報償金の勤務年数区分が追加されたことから、青森市消防団員退職報償金条例を改正しようとするものであります。

「2 改正の内容」であります。消防団員等公務災害補償等共済基金または指

定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに 35 年以上の区分を追加するものであり、具体的な金額については資料記載のとおりとなります。

「3 施行期日」につきましては、令和 7 年 4 月 1 日としております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和 7 年第 1 回定例会に提出を予定しております青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 改正の理由」であります。令和 7 年度の組織・機構の見直しに伴い、組織の分掌事務等について定めました青森市事務分掌条例の一部を改正しようとするものであります。

「2 改正の内容」であります。1 つに、こども未来部の設置であります。子育て先進都市の実現に向け、福祉部子育て支援課と保健部あおもり親子はぐくみプラザを移管・再編し、関係部局と連携のもと、こども・若者施策を総合的に企画調整し、強力的に推進するため、庁内の司令塔として新たにこども未来部を設置しようとするものであります。

次のページを御覧ください。

2 つに、D X 先進都市の実現に向け、総務部情報政策課が所管する自治体 D X 関連業務と企画部企画調整課が所管するスマートシティの推進業務を整理・統合し、デジタルを活用した住民サービスの利便性の向上、地域課題の解決等に向けた総合的な企画を行うため、D X 推進課を設置しようとするものであります。

これに伴い、情報政策課の課名を情報管理課へ変更し、その役割を庁内のシステム基盤整備等に重点化しようとするものであります。

「3 施行期日」につきましては、令和 7 年 4 月 1 日としております。

なお、令和 7 年度の組織及び見直しは、これらのほか、環境部の組織再編、経済部の組織再編、都市政策課内への都市拠点市街地整備室の設置がありますが、これらの 3 つにつきましては、いずれも、青森市事務分掌条例の改正を要するものではありません。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定

について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和7年第1回定例会に提出を予定しております青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

まず、「1 改正の理由」であります。育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、「2 改正の内容」であります。「(1) 育児のための時間外労働の制限の改正」といたしまして、子を養育する職員が当該子を養育するために時間外労働できない旨を請求した場合において、任命権者等が所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を拡大するものであり、現行は3歳に満たない子を養育する職員としているものを、改正後は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員とするものであります。また、「(2) 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に係る改正」といたしまして、介護によりまず離職を防止するため、仕事と介護の両立支援制度に関する周知・意向確認、早期の情報提供及び勤務環境の整備を図ることを規定するものであります。

「3 施行期日」につきましては、令和7年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和7年第1回定例会に提出を予定しております「青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 改正の理由」であります。昨年8月の人事院勧告及び10月の青森県人事委員会勧告等を勘案し、職員の給料月額等の改定を行うため、関係条例を改正しようとするものであります。

「2 改正対象条例」であります。資料記載のとおり青森市職員の給与に関する条例のほか4条例となります。

「3 主な改正の内容」であります。1つは、「I 給与制度のアップデート」であります。

初めに、「(1) 給料表の改定」であります。若手・中堅職員の昇格時や民間人

材等の採用時の給与の改善を図る観点から、全ての給料表におきまして、職務級 3 級以上の初号近辺の号給をカットし、各級の初号の額を引き上げようとするものがあります。

資料記載の行政職給料表の例で御説明いたしますと、行政職給料表 3 級では、現在の 1 号給から 4 号給までをカットし、現在の 5 号給を 1 号給、4 級では、現在の 1 号給から 8 号給までをカットし、現在の 9 号給を 1 号給に改定することで、初号の額を引き上げようとするものであります。

そのほか、公安職、教育行政職、医療職の給料表につきましても、行政職給料表との均衡を考慮して改定するものであります。

2 ページを御覧ください。

次に、「(2) 諸手当の改定」であります、「①扶養手当」につきましては、配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当の引上げを資料記載のとおり、2 年間で段階的に実施しようとするものであります。なお、父母等に係る扶養手当の額の変更はありません。

「②通勤手当」につきましては、支給限度額を現在の月額 7 万円から月額 15 万円に引き上げようとするものであります。

「③単身赴任手当」につきましては、人事異動等に伴う単身赴任のほか、採用に伴い単身赴任となる場合も支給対象となるよう改定しようとするものであります。

「④管理職員特別勤務手当」につきましては、管理監督職員が災害への対処等のため、平日深夜勤務した場合の支給対象となる時間帯を、午前 0 時から午前 5 時までとしていたものを、午後 10 時から午前 5 時までに拡大しようとするものであります。

「⑤定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当」につきましては、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員は、これまで、住居手当につきましては、単身赴任手当の支給を受ける職員に限り支給対象とし、寒冷地手当については支給対象外としておりましたが、いずれの手当も全ての職員を支給対象とするよう改定しようとするものであります。

「⑥特定任期付職員の特別給」につきましては、一般職員の勤勉手当に相当する特定任期付職員業績手当の支給に関する規定を廃止し、一般職員と同様に期末手当及び勤勉手当を支給する形に改定しようとするものであり、改定後の期末手当及び勤勉手当の支給月数につきましては、資料 2 ページ下段、令和 7 年度以降の表に記載のとおりとなっております。なお、現在、特定任期付職員に該当する職員はいないものであります。

次に、「(3) 青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正」であります、企業職員の扶養手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当の改定並びに定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当を改定することについて、一般の職員と同様の改定をしようとするものであります。なお、給料表につきましては、公

営企業管理者が青森市企業局企業職員の給与に関する規程において改正することとなります。

3 ページを御覧ください。

次に、「Ⅱ その他の改定」であります。1 つに、災害復旧または復興支援のため、地方自治法第 252 条の 17 第 1 項に基づく中・長期派遣といたしまして、他の地方公共団体から受け入れした職員に支給する災害派遣手当の創設、2 つに、災害応急対策のため、災害対策基本法第 67 条・第 68 条に基づきます他の地方公共団体への応援または地方公共団体間の災害時相互応援協定等に基づく応援に係る作業等に従事した職員に支給する災害応援作業等手当を創設しようとするものであります。

手当額につきましては、資料記載のとおりでございます。国や青森県の金額に準じた額としております。

「4 施行期日」につきましては、「Ⅰ 給与制度のアップデート」に係る改正は令和 7 年 4 月 1 日、「Ⅱ その他の改定」は公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和 7 年第 1 回定例会に提出を予定しております青森市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 改正の理由」であります。雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当に関する規定について、所要の改正をしようとするものでございます。

失業者の退職手当とは、退職職員に支給される退職手当の額が、勤務年数が短いこと等の理由により、雇用保険法上の失業等給付相当額に満たず、退職後一定の期間失業している場合に、その差額相当分を失業者の退職手当として支給するものであります。また、当該職員が再就職した場合には、雇用保険法の支給条件に従い、就業促進手当相当額を支給するものであり、これらは国家公務員に準じた制度となっております。

「2 改正の内容」であります。雇用保険法の一部改正に伴う改正といたしまして、失業者の退職手当の算定に関する規定について、再就職支援を目的として支給される現行の就業促進手当のうち、就業手当が廃止されること、また、雇い止め等による離職者の失業給付の給付日数を、倒産等による離職者と同様の給付日数とする特例及び雇用情勢が厳しい地域における失業給付の給付日数の延長に関する暫

定措置がいずれも2年間延長されたことに伴い改正するものであります。

「3 施行期日」につきましては、令和7年4月1日とし、一部は法施行に合わせ公布の日としております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和7年第1回定例会に提出を予定しております青森市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 改正の理由」であります。国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、改正前の国の規定を引用する箇所、外国旅行の旅費等に関する部分について所要の改正をしようとするものであります。

「2 法改正の趣旨」であります。国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行いますほか、国費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずるものとなっております。主な法改正の内容は資料記載のとおりとなっております。

「3 法改正に伴う今後の対応」であります。本市の旅費制度につきましては、地方公務員法第24条第4項の規定に基づき、青森県との権衡を図る必要があります。

青森県におきましては、国の法改正が県の旅行の実態と合わせて適当かどうか検討する相当の期間が必要であるとし、令和7年度については、現在の運用を継続する方針とのことであります。

このことから、本市におきましても、令和7年度は青森県と同様、現在の旅費支給の運用を継続したいと考えております。

なお、宿泊料に係る旅費につきましては、昨今の社会情勢を踏まえ、宿泊費の高騰等の影響により、宿泊料金が規定の宿泊料定額を上回ることが明らかである場合は、現在の旅費の増額調整の規定に基づき、宿泊料として、当該宿泊料金に相当する額を支給する旨の通知を発し、対応いたします。

以上を踏まえ、今回の「4 改正の内容」につきましては、現在の旅費支給の運用を継続するため、改正前の国の規定を引用する箇所について、所要の改正を行うものであります。

「5 施行期日」につきましては、令和7年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。
総務部長。

○小野正貴総務部長 令和7年第1回定例会に提出を予定しております青森市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料を御覧ください。

「1 改正の理由」であります。青森駅前公園地下駐車場及びアウガ駐車場について、青森駅周辺がにぎわっている現状や、駐車場施設の利用状況等を踏まえ、24時間最大料金及び定期駐車料金の導入により、駐車場施設の有効活用及び利用者の利便性の向上を図るため、駐車料金等、所要の改正を行うものであります。

なお、この取組につきましては、昨年9月に策定いたしました青森市行財政改革プランにアウガの有効活用として掲げているものであり、本市の効果的・効率的な行財政運営を進めるものであります。

次に、「2 施設概要、駐車料金並びに利用状況及び収支状況」であります。別紙に記載のとおりとなっております。

次に、「3 改正内容」であります。まず、駐車料金の改正でございますが、周辺の民間駐車場や他都市の駐車場の状況を勘案しながら、現在の利用状況や受益者負担の観点からも検証し、普通駐車料金・夜間駐車料金の24時間最大料金の設定及び定期駐車料金の追加をするものであります。

具体的な内容であります。24時間最大料金につきましては、駐車時間に応じて料金精算する普通駐車と、午後8時から翌日午前8時までの夜間駐車、これらの精算金額について24時間ごとの上限額といたしまして、1000円を新たに設定するものであります。

次に、定期駐車料金につきましては、1つに、周辺の住民や法人を想定し、全日使用する場合の料金といたしまして、月額2万6100円、2つにアウガ地階新鮮市場の荷さばきトラックを想定し、午前5時から午前9時まで使用する場合の料金といたしまして月額6600円、3つに、近隣の会社員等を想定し、午前5時から午後7時まで使用する場合の料金として月額1万5300円、また、日曜日及び休日を除く日の午前7時から午後11時まで使用する場合の料金として月額1万4500円、これらを料金体系に新たに追加するものであります。

なお、参考といたしまして、青森県営駐車場及び青森県営柳町駐車場の定期駐車料金につきましては、全日使用する場合の料金は月額2万7500円、日曜日及び休日を除く日の午前7時から午後10時までの間、使用する場合の料金は月額1万6500円となっております。

また、定期駐車料金につきましては、その徴収方法に関する規定を追加いたしま

すとともに、利用者が有効期間を1か月以上残して駐車場の使用を取りやめる場合や、駐車場の整備等、市の都合により駐車場の供用を休止した場合に、駐車料金を還付するための所要の改正を行うものであります。

次に、2ページ目を御覧ください。

参考といたしまして、規則で定める事項となりますが、供用時間につきましては、24時間最大料金及び定期駐車料金の導入によりまして、24時間入出庫をできるよう、これまで午前5時から午後11時までとしていた普通駐車を午前0時から午後12時までとし、新たに設定する定期駐車を午前0時から午後12時までとする改正を行う予定としております。

また、駐車場を24時間入出庫できる環境整備といたしまして、有人料金所を自動精算機の導入により無人化することとしております。

ただし、現在、公益財団法人青森市シルバー人材センターに委託しております管理業務につきましては、無人化する有人料金所を除き警察から指導を受け行っている駐車場出口の交通整理や巡回、融雪剤の散布等、現場対応に係る業務は委託を継続し、引き続き、高齢者の雇用機会の確保を図っていくこととしております。

「4 スケジュール」であります。自動精算機の導入につきましては、本年4月から5月にかけて、プロポーザルにより契約業者を選定し、6月以降、自動精算機の設置に係る駐車場の整備を行い、ねぶた前の7月下旬の供用開始を予定しているところでございます。

「5 施行期日」につきましては、自動精算機の設置に係る駐車場の整備の進捗を踏まえ、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日としております。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。中田委員。

○中田靖人委員 有人の料金所を無人化するというのは、いつからになるのでしょうか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 スケジュールといたしまして、説明資料の2ページのところでありますけれども、まず、令和7年4月から5月にかけて、自動精算機の導入に係るプロポーザルを実施いたしまして、6月から7月に設置いたしまして、7月下旬——ねぶた前に、新たな感じでスタートするということで考えております。

○奈良祥孝委員長 中田委員。

○中田靖人委員 そうすると、例えば、アウガに用事がある議員たちも、普通に機械を使って入って、担当課に行って、もらってというふうな処理が必要になってくるということですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 具体につきましては、今後の検討になりますが、いずれにいたしましても人がいなくなりますので、そういった対応が必要になってくる可能性もあります。

〔中田靖人委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

○奈良祥孝委員長 ほかに発言はありませんか。軽米委員。

○軽米智雅子委員 要望ですけれども、機械でお金を精算するところに電子マネーとかを使えるようにぜひ、やってもらいたいと思います。

今、ラビナがそういう状態になっていて、細かいお金を持ってない方とかで、渋滞したりするときがあるので、そういうのを考えていただければと思います。

○奈良祥孝委員長 要望ですけれども――総務部長。

○小野正貴総務部長 自動精算機を導入いたしまして、また、料金を払うのを事前に精算する機械も導入することとしておりまして、その中でキャッシュレス決済を導入してまいりたいと考えているところであります。

〔軽米智雅子委員「ありがとうございます」と呼ぶ〕

○奈良祥孝委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の報告について（青森市立造道小学校校舎改築工事）」から「専決処分の報告について（青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事）」までの計4件については関連がありますので、一括で報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和6年第2回青森市議会定例会において御議決をいただきました青森市立造道小学校校舎改築工事、青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事、青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事、青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事につきまして、変更契約の締結に係る専決処分をさせていただきましたので、御報告申し上げます。

なお、本件につきましては、これは前回1月に開催されました総務企画常任委員協議会におきまして、専決処分をさせていただく予定であるのであらかじめ御報告していた案件であります。

まず、造道小学校校舎改築工事について御説明いたします。

資料1を御覧ください。

「2 変更内容」につきましては、令和6年3月1日以降から適用いたします新労務単価の決定に伴い、国土交通省の特例措置通知等に基づき、本市におきましても同様に、令和6年4月5日付で特例措置を実施することとし、業者等に周知してきたところであります。

本工事は、旧労務単価を適用した対象工事ではありますが、このたび、契約相手方から、請負代金額変更の協議があり、協議の結果、新労務単価を適用し、増額変更を行ったものであります。

なお、特例措置につきましては、資料右下、「●特例措置について（令和6年4月5日付 青森市通知文書抜粋）」に記載のとおりとなっております。

また、既存塀の解体工事に伴いアスベスト含有建材の調査を行いましたところ、塀の表面の塗装から基準値以上のアスベストが検出されたため、所定のアスベスト処理方法による除去の工事が必要となりました。

さらに、くい工事に伴い掘削を行ったところ、地上から約1.5メートルの深さに旧校舎の基礎の残存部分と思われる埋設物が発見され、くい工事の支障となるため、埋設物の撤去及び処分が必要となったところであります。

これらの事案は、工事請負契約標準約款第18条第1項第4号及び第5号に該当し、設計変更の対象となりますことから、同条第5項により請負代金の変更を行うため、増額変更を行ったものであります。

「3 変更契約額」につきましては、当初金額27億3350万円に対しまして、変更後金額が27億6090万1000円となり、増額分は2740万1000円、率にして1.00%の増額となります。

次に、資料2を御覧ください。

資料2から資料4までの青森市立造道学校校舎の改築に係る3件の工事につきましては、変更内容が同様でありますことから、まとめて御説明いたします。

「2 変更内容」であります。3件の工事につきましても、校舎改築工事と同様に旧労務単価を適用した対象工事であります。このたび、契約相手方から請負代金額変更の協議があり、協議の結果、新労務単価を適用し、増額変更を行ったものであります。

「3 変更契約額」であります。青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事につきましては、当初金額4億469万円に対しまして、変更後金額が4億705万5000円となり、増額分は236万5000円、率にして0.58%の増額となります。

次に、資料3を御覧ください。

青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事につきましては、「3 変更契約額」のとおり、当初金額2億9826万5000円に対しまして、変更後金額が3億130万1000円となり、増額分は303万6000円、率にして1.02%の増となります。

次に、資料4を御覧ください。

青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事につきましては、「3 変更契約額」のとおり、当初金額2億130万円に対しまして、変更後金額が2億180万8000円となり、増額分は250万8000円、率にして1.25%の増となります。

変更契約の内容につきましては、以上のとおりとなりますが、これら4件の変更契約につきましては、市長の専決処分事項といたしまして、議会からあらかじめ指定をいただいております、変更により増減する金額が、変更前の10分の1に相当する額を超えないものでありますから、令和7年1月31日、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分により変更契約の締結をさせていただいたところであり、

同条第2項の規定に基づき、令和7年第1回定例会に報告することとしております。

先ほど、資料4の給排水衛生設備工事の説明の中で、変更後金額を2億180万8000円と申しましたが、正しくは2億380万8000円でありますので、謹んでお詫びし訂正させていただきます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。
税務部次長。

○工藤健志税務部次長 令和7年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

最初に、資料1を御覧ください。

「1 提案理由」であります。市税等に係る督促手数料を廃止するため、関係条例を改正しようとするものであります。

次に、「2 背景・経緯」であります。資料2「市税条例等に係る督促手数料の廃止について」の資料で御説明させていただきます。

資料2の1ページを御覧ください。

「1 督促手数料について」であります。地方税法等では、納税者等が納期限までに市税等を完納しない場合、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないと規定しており、督促状を発した場合、青森市市税条例等においては、督促手数料として70円を徴収しなければならない旨を規定しております。

「②督促手数料を徴収している歳入」については、市税のほか、市税外では児童保育負担金等となっており、これらの令和5年度歳入決算額は、653万5000円となっております。

「③経過及び他都市の状況」についてですが、昭和38年の地方税法改正によりまして、督促手数料は、徴収しなければならない規定から、徴収できる規定へ改正されており、現在中核市62市のうち49市、79%が廃止または廃止予定となっているなど、近年廃止する都市が増加する傾向にあります。

次に、「2 税公金収納の環境変化について」であります。最初に、「①令和4年度以前」におきましては、納期限が過ぎてから当初納付書を使用して納付する場合は、指定金融機関等の窓口職員が督促手数料の有無を確認し、手数料の金額を加筆し、本税と督促手数料を同時に納付することが可能でありました。

しかしながら、「②令和5年4月以降 地方税統一QRコード付き納付書の導入」にありますとおり、QRコードを活用した地方税の納付がスタートし、本市では令和5年度から固定資産税及び軽自動車税種別割に、また令和6年度からは、市民税の一部に導入しておりますが、QRコード付きの納付書は、金融機関窓口やキャッシュレス決済では、督促手数料を加筆して収納することができず、QRコード情報

の金額、すなわち本税のみが収納されるため、督促手数料を同時に納付できないケースが発生しております。

このため、納付できなかった督促手数料のみの納付書を後日発行して対応しておりますが、資料次のページであります。納税される方には、督促手数料のみを納付するため、金融機関へ再度出向く手間が生じるほか、市としても督促手数料 70 円のみを徴収するための経費や人的負担が新たに発生している状況にあります。

さらに、指定金融機関等では、QRコードが付されていない国民健康保険税や介護保険料などの当初納付書についても、本年 3 月をもって督促手数料の判断、すなわち窓口での金額の加筆を廃止する予定としており、「③令和 7 年 4 月以降 指定金融機関での窓口収納の取り扱い変更」のとおり、本年 4 月以降は、全ての当初納付書において本税と手数料を同時に納付できなくなることが見込まれております。

次に、「3 課題及び対応策について」ですが、「①課題」として、本税と督促手数料を同時に納付しないことに対して苦情が寄せられており、その対応に時間を要するほか、督促手数料のみの納付書を送付しても、その多くが未納となっており、利便性や公平性を踏まえ、納税者の理解が得やすい制度とすることが必要となっております。

また、本年 4 月以降の金融機関の取扱い変更に伴いまして、督促手数料のみの納付書の発行件数が令和 5 年度と比較して約 3 倍に増加する見込みとなっており、業務の効率化が必要となっております。

このような状況を踏まえ、収入と費用について、現状と令和 7 年度の試算を行いましたので、資料 3 「費用と手数料の試算額」を御覧ください。

「①費用」の表は、督促状に関する内容ごとに整理したものであります。

表中の左側、「④ 督促手数料の徴収・収納に要する費用」であります。先ほど御説明したとおり、令和 5 年度以降、本来の督促手数料を同時に納付できないケースの発生により、新たに費用を要することとなった督促手数料分の再発行納付書の送付や、催告に関する費用などであり、令和 7 年度にはその件数が 5 年度の約 3 倍となることに伴い費用も約 3 倍に、また、郵便料に関する部分については、値上がりの影響もあり、約 4 倍となる見込みです。

費用の合計といたしましては、令和 5 年度の 1831 万 9000 円に対し、令和 7 年度の見込みでは 3291 万 1000 円と大幅に増加する見込みです。下に移りまして、「②督促手数料に反映できる費用」であります。本市の手数料算定方法に基づきますと、①の表の備考欄、A から C の督促状の発送に要する実費分となりまして、手数料の改定を行うと仮定した場合には、現在の 1 件 70 円から 110 円に引上げとなります。

お手数ですが、資料 2 にお戻り願います。

資料 2 ページの「②収入・費用のケーススタディ」の表ですけれども、こちらは、ただいま御説明した試算を基に各ケースの収支を表したものとなります。

令和 5 年度、現状の収入引く費用がマイナス 1178 万 4000 円に対し、ケース①、

督促手数料を改定しない現状継続の場合には、収支がマイナス 2637 万 6000 円に、ケース②、督促手数料 70 円から 110 円に増額改定する場合には、収支がマイナス 2264 万 2000 円に、ケース③、督促手数料を廃止する場合には収支がマイナス 1614 万 2000 円となり、督促手数料のみを徴収するための発送費や収納手数料など、督促手数料に反映できない費用が増加するため、督促手数料を廃止するケース③が最も市の負担が必要なくなることが見込まれております。

以上、督促手数料に係る課題、収入・費用のケーススタディを踏まえまして、「③ 対応策」といたしまして、公金収納の環境変化に対応し、納税の利便性・公平性や、徴収業務の効率化等を図るため、督促手数料を廃止することとしたものであり、当該手数料の徴収業務に要していた事務や経費負担等を、滞納を未然に防ぐための口座振替の納付勧奨業務や、収入未済額の縮減のための滞納者への接触などに振り向けることとしたいと考えております。

次にお手数ですが、資料 1 にお戻り願います。

「3 改正内容」であります。青森市市税条例のほか、市税外の歳入に係る督促手数料を規定している関係条例について、督促手数料に関する規定を削除するものであります。

「4 施行期日」につきましては、令和 7 年 4 月 1 日を予定しております。

なお、本条例の制定につきましては、青森市土地改良事業負担金等徴収条例を所管する農林水産部において文教経済常任委員協議会で、また、青森市道路占用料徴収条例を所管する都市整備部及び青森市下水道条例等を所管する水道部においては、都市建設常任委員協議会でも報告することとしております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「包括外部監査契約の締結について」報告を求めます。監査委員事務局長。

○加福理美子監査委員事務局長 令和 7 年第 1 回青森市議会定例会に提出を予定しております令和 7 年度に係る包括外部監査契約の締結について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

「1 契約の概要」であります。中核市は、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により毎会計年度に係る包括外部監査契約を締結しなければならないこととなっており、令和 7 年度に係る包括外部監査について、契約を締結しようとするものであります。

なお、契約の締結をする場合は、地方自治法同条同項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならないこととされております。

「2 契約の目的」であります。監査の実施及び監査の結果に関する報告の提

出であります。

「3 契約の相手方」であります。日本公認会計士協会東北会青森県会所属で当会から推薦をいただきました公認会計士鳩健二氏、八戸市在住としたいと考えております。

「4 契約の相手方に係る包括外部監査の実績」であります。令和2年度から令和4年度に青森県の包括外部監査人を務めたほか、青森県及び八戸市において、包括外部監査人補助者の実績があり今年度、本市の包括外部監査人となっている方です。

「5 契約相手方と契約締結をする理由」であります。1つに、地方自治法の規定により、外部監査契約を締結できる者は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者で、弁護士、公認会計士、監査実務に精通する一定の行政事務経験者に該当する者または税理士であること。2つに、包括外部監査人として契約できる者のうち、公認会計士は、監査及び会計の専門家であり、企業会計等に関する専門的知識を有し、地方公共団体の監査に有用であること。3つに、地方自治法の規定により、包括外部監査契約を締結する場合は、同一の者と連続して3回まで契約の締結ができることとなっておりますことから、包括外部監査契約の締結者として適任であると判断したものであります。

なお、包括外部監査契約につきましては、地方自治法の規定により、あらかじめ監査委員の意見を聴くことになっており、本市の監査委員全員からは、鳩健二氏と契約を締結することについて、異議がない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「その他」の報告を求めます。

「令和6年度第三セクター経営評価結果及び対応について（公益財団法人青森学術文化振興財団）」の報告を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 令和6年度第三セクター経営評価結果及び対応について御報告いたします。

本市では、平成22年10月に策定いたしました青森市第三セクターに関する基本方針におきまして、第三セクターの経営状況及び経営評価の結果を毎年度定期的に議会に対して御報告することとしております。

本常任委員協議会への報告の対象となる法人につきましては、公益財団法人青森学術文化振興財団及び一般財団法人青森市文化観光振興財団の2団体となっております。

初めに、公益財団法人青森学術文化振興財団について御報告いたします。

お手元の資料「令和6年度第三セクター経営評価結果及び対応について」を御覧

ください。ファイル名で申し上げますと「02-01」のファイルでございます。

この資料につきましては、今年度の経営評価結果及びこれを踏まえた今後の方針や市の対応についてまとめたものでございます。

「1 令和6年度 経営評価」を御覧ください。

経営評価における評価項目につきましては、「目的適合性」などの6項目といたしまして、第一次評価を当該法人が、第二次評価を当局から、第三次評価を外部有識者で組織する青森市第三セクター経営評価委員会が、それぞれ「概ね良好」、「改善の余地あり」、「大いに改善を要する」の3段階で評価しております。

当該法人につきましては、第一次、第二次及び第三次評価のいずれも全ての項目において、「概ね良好」と評価したところであります。

次に、「参考 令和5年度決算」を御覧ください。

当期損益は475万6000円のマイナス、累積損益につきましては2億7809万2000円となっており、また、市からの収入はございません。

当期損益がマイナスとなりました主な要因は、公益財団法人は、公益目的事業につきまして、収入が費用を超えてはならないという収支相償が求められておりますところ、新型コロナウイルス感染症の影響による、事業の縮小により生じた過年度における当期損益の黒字分を解消するため、事業計画及び予算に基づき、事業を執行した結果でございます。

次に、第三セクターの対応につきましては、令和3年度に策定いたしました経営戦略プランに基づき、設立目的の実現に向けた取組を継続することとし、その取組状況として、令和6年度につきましては、経営戦略プラン及び市の指導を踏まえ、大学等による研究事業や公開講座などの地域還元への支援を行うとともに、資産運用による事業費の確保によりまして、安定的な経営に努めているところでございます。

令和7年度以降につきましては、資産運用による安定・継続した事業費・運営費を確保しながら、効率的・効果的な事業実施に努めていくこととしております。

また、「3 市の対応」といたしましては、財団が実施する助成事業につきましては、地域の学術・文化の発展に効果的な事業を継続すること、懸賞論文事業につきましては、応募テーマの見直しや周知先を増やすとともに、論文の評価基準を周知するなど、応募しやすい環境づくりに努めるよう指導するとともに、資産運用収入により事業を実施している財団でありますことから、今後も計画的な資産運用により健全経営を継続すること、効率的・効果的な事業実施を促していくこととしております。

なお、参考資料といたしまして、経営評価の詳細を記載いたしました「経営評価シート」等を添付してございますので、後ほど御確認いただければと思います。

次に、一般財団法人青森市文化観光振興財団について御報告いたします。

ファイル、「02-02-01_令和6年度第三セクター経営評価結果及び対応について」

の「1 令和6年度 経営評価」を御覧ください。

当該法人につきましては、第一次、第二次及び第三次評価のいずれも全ての項目において「概ね良好」と評価したところでございます。

次に、「参考 令和5年度決算」を御覧ください。

当期損益が297万6000円、累積損益は3655万9000円となっております。市からの収入でございますけれども、全体で5億7591万3000円、経常収益に占める割合は54.6%となっております。

次に、評価結果を踏まえました「2 第三セクターの対応」といたしまして、取組状況でございますが、令和6年度につきましては、各事業所における事業計画に基づき、それぞれの施設の特性を生かしたイベント等を実施し、利用者サービスの充実を図っております。

各事業所の取組といたしましては、ユーサ浅虫では、ホームページの全面リニューアルや電子マネーによる決済の種類拡大のほか、モヤヒルズでは、学校スキー教室の利用促進活動や各種イベントについては、SNSによる積極的な情報発信を行い、文化会館では、デジタルサイネージを活用した来場者への分かりやすい掲示を行うなど、入込者数の増加に向けた取組を進めているところであります。

令和7年度以降につきましては、引き続き当財団の健全経営のため、持続可能な法人として収益性の高い自主事業を展開していくとともに、市の施策推進に貢献するような公益性・公共性を意識した経営に取り組んでいくこととしております。

最後に、「3 市の対応」といたしましては、当該財団は安定経営が維持されておりますことから、今後におきましても、健全経営の促進が図られるよう、引き続き経営戦略プランに基づく取組等の着実な実施や収益事業のさらなる検討・実施を求めていくこととしております。

こちら、先ほどの学術文化振興財団と同様、参考資料といたしまして「経営評価シート」等を添付してございますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

以上でございます。

○奈良祥孝委員長 それでは初めに、公益財団法人青森学術文化振興財団の報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、一般財団法人青森市文化観光振興財団の報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和7年度税制改正に係る青森市市税条例の専決処分による一部改正について」報告を求めます。税務部次長。

○工藤健志税務部次長 「令和7年度税制改正に係る青森市市税条例の専決処分に

よる一部改正について」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、「1 改正時期について」ですが、昨年末に閣議決定された令和7年度税制改正大綱を踏まえ、地方税法等の一部を改正する法律案が現在開会中の第217回通常国会で審議されております。

今回の改正は、令和7年4月1日から施行予定である軽自動車税種別割に関するものが含まれております。

法案の成立及び公布時期は例年3月末となっており、令和7年第1回市議会定例会が閉会していることが想定されますことから、この場合、4月1日から施行するために、改正が必要な項目について青森市市税条例の一部改正を、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分させていただきたいと考えております。

次に、「2 専決処分による条例改正が予定される項目」である軽自動車税種別割における二輪車の車両区分の見直しについて御説明申し上げます。

軽自動車税種別割を課税している二輪の原動機付自転車、いわゆる原付バイクの税率は、電動のものを除きまして、総排気量に区分しております。

このたびの改正は、総排気量125cc以下で最高出力を4.0キロワット以下に制御したバイク、いわゆる新基準原付に係る税率を現在の50cc原付バイクと同額の年額2000円とするものであります。

改正理由につきましては、現行の50cc原付バイクは、令和7年11月から適用開始となる欧州規制と同等の排ガス規制の適合が困難であることなどによりまして、今後、生産・販売の継続が困難となることから、車両区分を見直し、新たな排ガス規制に適合する総排気量125cc以下で、最高出力を4.0キロワット以下に制御した新基準原付に対し税率を定めるものです。

次に、「3 専決処分による条例改正後の対応」についてであります。専決処分による改正を行った場合には、改めまして議員の皆様に関連資料を配付させていただきますとともに、専決処分を行った次の議会において、その承認を求める議案を提出することとしております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 また委員の皆さんから御意見等はありませんか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 アウガの地下の休憩スペースについてなんですけれども、先週土曜日ちょっと地下に行ったら、結構テーブル、椅子、ほとんど全部使われていて、周知されてきたのかなと思うんですけれども、今後の使い方として、休憩室のまま

でいくのかどうかお聞きしたいんですが。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 アウガの地下の休憩スペースでありますけれども、地権者等の関係者と協議した結果、買物中の休憩あるいはイトインとして御利用いただくというふうに開設したものであります。

今後の活用につきましても、継続的に地権者等の関係者と協議してまいりたいと考えておりまして、また、商業施設でありますので、こういった使い方がいいのか、専門性が求められますので、それらも踏まえまして、今後とも検討してまいりたいと考えております。

○奈良祥孝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 あそこはすごく小さいけれども、舞台があるし、結構広いので健康体操とか、それから、保健師による健康相談とか、一般の休憩に来た人の邪魔にならないような市の事業を推進していくのにすごくいいなと思っていますので、あとは一般の買物客とかがいなくなる夕方、例えば、中・高校生、大学生がちょっと活用して、何か発表する場にするとか、もうちょっと有効な——効果的な活用も考えてほしいなと思っておりました。要望です。

○奈良祥孝委員長 ほかに委員の皆さんからありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、以上をもって本日の案件は全て終了いたしました。これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)